第三級	七六〇円	二九〇円	四七〇円	
第四級	九五〇円	三六五円	五八五円	
第五級	一、一五〇円	四四〇円	七一〇円	
第六級	一、四一〇円	五四〇円	八七〇円	
第七級	一、七五〇円	六七〇円	一、〇八〇円	
第八級	二、〇八〇円	七九五円	一、二八五円	
第九級	二、四一〇円	九二〇円	一、四九〇円	
第一〇級	二、八一〇円	一、〇七五円	一、七三五円	
第一一級	三、二七〇円	一、二五〇円	二、〇二〇円	

第三級	七四〇円	二八五円	四五五円	
第四級	九四〇円	三六〇円	五八〇円	
第五級	一、一四〇円	四三五円	七〇五円	
第六級	一、四〇〇円	五三五円	八六五円	
第七級	一、七三〇円	六六〇円	一、〇七〇円	
第八級	二、〇五〇円	七八五円	一、二六五円	
第九級	二、三八〇円	九一〇円	一、四七〇円	
第一〇級	二、七〇〇円	一、〇六〇円	一、七一〇円	
第一一級	三、一三〇円	一、二三五円	一、九九五円	

○厚生労働省告示第五十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第２章第２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第２章第２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
001～015	001～015
016　体表面用電場電極	（新設）
(1)　膠芽腫用　35,900円	
(2)　非小細胞肺癌用	
①　小型　48,800円	
②　大型　65,000円	
Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
001～122　（略）	001～122　（略）
123　経皮的カテーテル心筋焼灼（しゃく）術用カテーテル	123　経皮的カテーテル心筋焼灼（しゃく）術用カテーテル
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）